

リスト「農地制度」の前史と周辺 (三)

— 文献的注釈 —

小林 昇

まえがき

- 一 初期リストにおける農地制度論(第二〇巻第二号)
- 二 初期リストと移民・農民問題
付論 リストとルードルフ・モーザー(同右第四号)
- 三 「農地制度」の周辺(本号・完)

三 「農地制度」の周辺⁽¹⁾

1

わたくしは以上で、リストの「農地制度」の前史についての説明を終った。それによって明らかになった諸事実のうち、ここでふたたびつぎの点を確認しておきたい。すなわち第一。リストは一八一六年に書かれた最初の農業論説「農民保有地の無限の分割を排する」では、相続による保有地の分割と零細化とが農民を貧窮に陥し入れることを指摘し、この細分化を法律によって禁止すべきことを提案している。ただし、この措置が可能となるためには、前提と

リスト「農地制度」の前史と周辺 (三)

して、「工場や手工業が国家によって奨励され」なくてはならない。なお、世襲莊園 (Erbflehcn) の廃止はここでは
すでに——それが存在するところでは——当然の目的とされているが、封建的土地所有および農民の封建的諸負担の
一般的解消は、言及されていない。第二。農民保有地の細分化の禁止がリストにあつてはさらに散在耕圃の集合 (エ
ンクロージュア = Güterarrondierung) という近代化政策と結合して構想されていた事實は、現在は失われている。
一八一八年のリスト (＝フォルストナー⁽²⁾) の政府への答申書に対する、当時のテュービンゲン大学国家経済学部長フ
ルダの個人的報告書から推測することができる。第三。一六年の論説の範圍が限られたものだったにもかかわらず、
ヴュルッテンベルクの農民に対する封建的暴圧と収奪との苛酷さについては、青年リストは熟知していたのであつ
て、われわれはこの苛酷な史実をアメリカへの移民に対するリストの調書と報告書とによってまざまざと知ることが
できるし、この現実に対して彼が抱いた農民↓市民解放のラディカルなプログラムについては、すでに一五年の「ズ
ルツ請願書」以来の政治的諸文書——その一半は新発見——によって、はつきりと教えられるであらう。⁽³⁾

(1) この小論の(一)を發表したとき、見出しの三を「農地制度」と上部シュワーベンのエンクロージュア、四を「農地制度」と
スウエーデンのエンクロージュア、五を初期リストから「農地制度」まで、というふうに予告したが、叙述の繁簡のバランス
を考慮した結果、これらの三—五を一括して現記のように簡単なものに変更し、とくに五の独立を廃した。

(2) フォルストナーについては、第一節3の注9を参照。なお、フォルストナーはリストとともにテュービンゲン大学の新設
の国家経済学部に乗入込み、リストとともに教授会^{ベト}でその教授資格を問題とされ(一八年五月にいちおう認証)、二九年まで
その職にとどまっていた。Paul Gehring, Friedrich Lists Aufnahme in den Senat, *Heimatkundliche Blätter für den*
Kreis Tübingen, Dez. 1966を参照。執筆前から最近わたくしに送られてきたこの論説で、ゲーリンク教授はその著書におけ
るよりも、かつてのテュービンゲン大学の教授会を冷たくつきはなして見ているように感ぜられる。

(3) 但し、リストは上述(第二節2)の移民に関する報告書においても、すでに知ったように改革のプログラムを示してお

り、とくに「グーツヘルシャフトの圧制」に対する国王の側の憲法草案に関して、農民の封建的諸負担の買戻しのばあいの基準にまで論及している点は留意を要する。

だが、青年期のリストと「農地制度」のリストとにおける農業論（農民解放論→エンクロージュア論）の相違という点については、青年期のリストの諸文献に農業の近代化（エンクロージュア）の実施を組織的植民によって促進しようとする構想の見いだされぬことは、⁽⁴⁾後年の「農地制度」がまさにこの構想によって独自性を示していることと対照して、いちじるしい特徴をなすというべきであろう。しかも、これもすでに知ったように、初期のリストはその吏僚としての立場のゆえではあったとしても、人民への抑圧と彼らの貧窮との結果である国外移住という現象に對しては、熱心にこれをおしとどめようと努め、そのためには国家による「非常的で強力な措置」を求めた。こういうリストにとっては、商工業の繁栄を領邦議会が配慮することは、「国民的貧窮」にもとづく海外移民を阻止して国家の財政的経済的基礎を全うするための神聖な義務なのであった。⁽⁵⁾

(4) 第二節2の注6に対応する本文の部分を見よ。

(5) 同右3の注13を参照。

リストの後年の主著『政治経済学の国民的体系』が、関税同盟に統一されたドイツの植民問題について相当に論じていることは周知のところである。しかしそこでも、植民の構想と農業の近代化（エンクロージュア）の構想とはまだ結合していない。また、植民の問題は植民地ないし熱帯との貿易の問題に付随して論ぜられている。すなわち『国民的体系』の「政策」編は、⁽⁶⁾温帯諸国の工業生産物と熱帯の生産物との交換の利益を前提とし、南米と西インドとの解放以来ヨーロッパの諸国もこれとの直接貿易に参加できるようになったから、もはや植民地の直接領有は不要になったと述べたあとで、東洋の一部における貿易上の門戸開放とオーストラリアやニュージージーランドにおける列強の領

有権の保留との主張をおこない、「さしあたってドイツの目標は主として北米、中米、南米および西インドの自由諸市場との貿易の拡大に向けられるべきであろう」⁽⁷⁾が、いっぽう中南米への移住は、それが組織的にまた大規模に実行されるならば「国民的な関係において」北米への移住よりもはるかに利益であること⁽⁸⁾、さらに「東洋、ヨーロッパ・トルコ、ドナウ下流の諸国」への移住がドイツにとって最も有利かつ容易であることを、簡単に指摘しているのである。そうしてこの東南方への移民の提唱のばあい、すでに「ドイツはこのばあいこれらの諸国に安寧と秩序とが持続することに異常な関心を持っている」⁽⁹⁾という、膨脹政策につながる表現が見いだされること、だが論述はふたたびすぐにオーストラリアやニュージーランドでの植民地建設の可能性の問題に戻っていること、イギリスの世界貿易支配に対抗すべき大陸同盟の諸国が右の東南方へのドイツの植民活動の指導を一領邦バイエルンに委ねるように希望されていることに、われわれは留意すべきであろう。すなわち『国民的体系』では、エンクロージュア↓国内市場の形成↓この市場の外部的支柱としての安定的帝国圏の開拓・保持↓これらの政策を可能とするための東南方への組織的植民という、「農地制度」を一貫する構想は、まだ姿をととのえていないのである。リストの晩年の植民思想に彼のアメリカでの経験と見聞とが影響していることはたしかである。だが、アメリカから帰国してすでに十年のちに書かれた彼の名著『国民的体系』の植民論が、その翌年の「農地制度」におけるものとこのようにいちじるしくことなることを、われわれは確認しておかなくてはならない⁽¹⁰⁾。そうしてこの変貌の理由こそ、われわれのリスト理解にとつてたいせつなのである。しかし右の理由の詳細については、わたくしはみずからの他の諸論説に委ねよう⁽¹¹⁾。ただ、ここでの以下の叙述も、おのずからこの変貌にかかわる問題を取扱うこととなる。

(6) 以下 vgl. *Das nationale System der politischen Ökonomie* (Werke VI), IV. Buch: 35., 36. Kap.

(7) *Ibid.*, S. 421.

(8) *Vgl. ibid.*, SS. 422—3.

(9) *Ibid.*, S. 425.

(10) 「農地制度」の構想に関して住谷一彦氏が、これを「一方に若干の大土地所有者・貴族層を包摂するとともに、他方でたえず資本家⇨賃労働者階級を分出していきつつ、また同時に自己を再生産していくところの中産的市民層の織りだす社会、いわゆるコモンウェルスの畫像であった」(有斐閣『経済学史講座』2、二二〇頁)と述べられていることに、わたくしは疑問を残したいが、つづいて氏が、「こうした画像は、おそらくはすでに初期のリストに見られ、北米での亡命生活中に明確なかたちをとっていたと考えられる」(同上)と推測をされていることには、もっとはつきりと、同意できない。この推測は住谷氏自身のくりかえし(一三四頁)にもかかわらず、ここで示したような、アメリカからの帰国後のリストの『国民的体系』と「農地制度」との間の——植民論にも必然に現われている、目標をなすドイツの社会構成のヴィジョンにおける——変貌を説明しえないからである。なお、前述の「疑問を残したい」点については、リストは一八四四年に至って、プロイセンの大蔵兼国務大臣ボーデルシュヴィングの自由貿易主義的論説 *Denkschrift, den Antrag des westfälischen Provinzial-Landtags auf Verbesserung der Lage der Spinner und Weber betreffend (Zollvereinsblatt, 1844)* を批判して、この論説は麻糸への輸入関税が機械紡績だけを利用して手紡績の役には立たないというけれども、「それはもちろんだが、手紡績はいずれにせよ結局ほろんでしまうものであり、将来に賭けるわれわれのすべての期待は、外国での販路についてもまた、できるだけ早く完全な機械紡績を所有するようになることを措いてほかにはなく、それは保護〔貿易〕の方策の助けによつてはじめて可能なのである」(*Werke* VII, SS. 338—9. *Bulow-Gunnewow und die deutsche Linnenindustrie*) と論じている。マルクスのいう、「大産業資本家」(*Grosse industrielle Kapitalisten*) のイデオログとしてのリストがこの表現にも示されているが、こういうリストは、農業部だけのこととは別として、たえず資本家⇨賃労働者階級を分出していきつつ、また同時に自己を再生産していくところの中産的市民層の織りだす社会」と住谷氏のいうものを、全体的にはどのようなすがたで眼前に描きえていたのだろうか？

(11) 筆者著『フリードリッヒ・リストの生産力論』第四—八章、同『フリードリッヒ・リスト研究』第二論文、同『フリードリッヒ・リスト論考』第六論文第五節等を参照。

リスト「農地制度」の歴史と周辺 (三)

「農地制度」における組織的植民論が、封建的収奪と前近代的農耕技術水準のもとにあった零細経営を中産的・市民的・近代的農場経営に変えようとする広汎なエンクロージュアの計画を前提とし、このばあいに土地から放たれねばならぬ農民を国内のなお未熟な産業資本が吸収しえないという実情から、彼らを（放棄した土地の賠償金を持って）東南方へ移住させ、そこに農業移民として定着させて、ドイツ産業資本のための拡大された再生産圏の先取とドイツの帝國的発展の基地の確保とを期待するものであった——このことはすでに知られた事実である⁽¹²⁾。ここでは、この既知の学史＝思想史的事実の意味をさらにふかく探るために、「農地制度」のエンクロージュア（土地整理＝Güterarrondierung）のプログラムが模範とした、上部シュワールベンでの先行的史実について、二、三の検討を加えることから行論の展開を期することとする。

(12) 前注11の文献を参照。

上部シュワールベンにおける「土地整理」、すなわちヴェルツェンベルクの東南の地域に隣接した地帯（ドナウ、イラー、レッヒの諸川に囲まれた地方）で実行されて来た、農民保有地の分合交換の運動は、しかし、「農地制度」自身の語るところによれば、この地方の北端に接するヴィプリンゲンや古都ウルムで下級書記をつとめていたころ（一八〇九—一一年）の若いリストの経験には入っていなかったようである。のみならず、「農地制度」の行文にしたがえば、リストはこの長編論説の執筆の途中、前年（四一年）以来居住していたアウグスブルク（バイエルン）で、久しく同市で働いて来た善意の老参事官フォン・シャッハ⁽¹⁴⁾から「シュワールベンのバイエルン地方における土地整理に関して」すべてのことを教えられ、さらに、当時バイエルン王国の内相を罷めていた公爵ルードヴィヒ・エッティンゲン＝ワルラーシュタイン（Fürst Ludwig von Oettingen-Wallerstein）の著書『三講演』⁽¹⁵⁾の存在をも知らせてもらっ

て、これを三カ所の脚注で用いることができた⁽¹⁶⁾。リストがすでに、一八一四年の『イラー郡弘報』に掲載されていた、シュテイツヒアナーの端的な論説「イラー郡の諸村における土地整理について」⁽¹⁷⁾を「農地制度」のなかで称揚し、そのおもな部分をこれに添付して再刻したのは、⁽¹⁸⁾このような過程での収穫を示したものと判断すべきであろう。そうしてリストは、さきに指摘しておいたように、⁽¹⁹⁾「農地制度」の脱稿までにみずから思い立って上部シュワーベンの土地整理の体制 (Arrondierungssystem) を実見し、期待を裏切られなかったとは書いているが、⁽²⁰⁾ 事實は、アウグスブルクからはそれほど遠くもない上部シュワーベンと、その中心の町であり土地整理がその周辺の僧院領から開始された、ケンプテンまでは行かなかつたらしい。すべてこのような事情は、上部シュワーベンのエンクロージャの実態と歴史的性情とについて、可能ならばわれわれがみずから検討を加えることを必要とするものであろう。また、上記のL・ワルラーシュタインの『三講演』をわたくしはまだ見ることができないが、このバイエレンの大貴族とリストとの関係も、それがいくらかでも明らかとなれば、土地整理のプログラムに関するリストの真意を推測する上に、何ほどの効用を期待させるであらう。

(13) 以下、vgl. Die Ackerverfassung, Werke V, S. 545 ff. 筆者訳、前掲、二二五頁以下。

(14) Judais Thaddäus Schach (一七七一—一八四七年)。ケーニヒスフェルトの貴族。フライブルクに生まれ、オーストリアとシュワーベンとで行政官を勤め、一八一七年からはアウグスブルクで行政・財政参事官の地位にあった。四一年に引退しているが、リストとの深い接触はその前後のことであらう。

(15) Lのワルラーシュタインについては後述。彼の『三講演』とは、彼の著の *Drei Vorträge Sr. Durchlaucht des Reichsrates Fürsten von Ottingen-Wallerstein*. I. Über die in dem Kreditwesen begründeten Hindernisse der bayerischen Landwirtschaft; vorgetragen im General-Comité des landwirtschaftlichen Vereins am 12. September 1839. II. Über die Güter-Arrondierung; vorgetragen in der Generalversammlung des landwirtschaftlichen Vereins am 7.

Oktober 1839. III. Über die Nachweisungen des bayerischen Finanzministeriums für die Jahre 1835/36, 36/37 und 37/38; vorgelegt der bayerischen Kammer der Reichsräthe am 10. April 1840. München. リストが引用した興味ある三つの箇所は、すべて右のうちの第一部からである。

(19) なお、「農地制度」は最初『ドイツ年誌』(*Deutsche Vierteljahrsschrift*) の Nr. XX, Heft IV (1842) に、初稿の多くの部分を削除して短縮したかたちで掲載され、同年にそのままの別刷りが出たが、初稿をはじめて復元した全集版との別刷りとを比較すると、後者では第一の引用 (S. 31) が簡略でまた相違しており、第三の引用は見当りなく。そうして第一の引用 (言及) では「われわれはこのすぐれた著書から多くの抜書きをくわつたが、紙面の不足からここで引用することのできないのが残念である」としてなされている。なお、右の初稿と全集版との比較は、後者の校注に拠つておこなうことが、いづれも可能である。

(17) Joseph von Stüchauer, Über die Arrondierung der Güter im Illerkreise. 1814. *Königlich-Baierisches Intelligenzblatt des Illerkreises*, 1814, Neustadt Kempten, bey Joseph Kösel のなかで (大版二段組) 発表されたものである。『全集』のコンメンタルによれば、三回に分けて、すなわち 629—643, 967—974, 1061—1073 の頁に掲載されたとなつてゐるが、わたくしがケンプトンの文書局でたしかめたところでは、それぞれ XXIX. Stück. den 19. July 1814. 629—634 (643 びなご); XLVIII. Stück. den 29. Nov. 1814. 967—974; LII. Stück. den 27. Dez. 1814. 1061—1073 の三つの掲載のしかたである。右のうちの第三回のもので、その中の部分が Instruction der vormahls fürstlich-kemptischen Regierung und Hofkammer über die Güter-Arrondierung vom Jahre 1791 の転載である。一〇六九頁以下はノンノスと称する土地整理の草案の紹介である。この後者のオリジナルは *Observations des commissions consultatives sur le projet de code rural*, Paris 1811 に、「農地制度」がそのままの評価しなかつたフォン・ノットツの土地整理論の著書 (*Gekrönte Preisschrift über Güterarrondierung, mit der Geschichte der Kultur und Landwirtschaft von Deutschland und einer statistischen Übersicht der Landwirtschaft von jedem Kreise des Königreichs Bayern, dann zwey illuminirten Flurkarten, von Staatsrat von Hezzi*. München 1818) に収められたフランス語版 (パリ、vgl. *Werke* V, SS. 686—7, 683—4)。リストはシュテューヒャーナーの全文を「農地制度」に掲載しようとして、果たせなかつた (vgl. *ibid.*, SS. 683)。なお、シュテューヒャーナーはイラー郡の行政長官、バイエルン王国の枢密顧問官の要職を経た人

物である。

(18) 上記の「農地制度」の最初の発表のもの(但し別刷)では、シュティツヒアーナーの論説は二頁とすこしだけ転載されたにすぎない。『全集』第五巻が巻末に収録したものは、イラー郡の土地整理に直接関係する重要な部分をほとんどあましている。

(19) 第一節3の注12を見よ。

(20) 念のためにいえば、「農地制度」は、それが明記しているように(vgl. *Werke* V, S. 542 ff. 筆者訳、前掲、二二〇頁以下)、『国民的体系』をその最終巻とするはずの、リストの全経済学体系の第一巻のトルソであった(筆者著『フリードリッヒ・リストの生産力論』序章をも参照)。しかし、右の第一巻の構想のなかに上部シュワーベンのエンクロージュアの事例が政策の模範として入って来たのは、上記のように『国民的体系』の完成ののちのことなのである。それまでは、イギリス、北フランス、スイスの一部、および北米での見聞が、エンクロージュアについてのリストの知識のすべてであった。そうして、「ザクセンやプロイセンでは、わたくしは土地整理について聞いたことがあるだけである。これを見たことは一度もない。また、そのためにつくられた法律や規則や報告についても、わたくしはまったく知るところがない」(*Werke* V, S. 542. 筆者訳、前掲、二二〇頁)というのがリストの告白であった。

2

上部シュワーベンの土地整理については、「農地制度」のリストは、おそらくはこの高原の縁辺地帯に即して、つぎのようにその成果を描写している。「わたくしはこの論説を終るまでに、上部シュワーベンの土地整理の体制を自分の眼で見とおこうと思った。わたくしの期待は裏切られなかった。わたくしがそこに見いだしたものは、平均してふつうの・大きい部分が劣悪な土壌と、相当粗い気候とにもかかわらず、孤立的な小作農場(einzelne Pachthöfe)に蔽われた、公園とも見える国であった。一つ一つの農場には、広い住居と穀倉とから成る立派な建物があり、家の近く

には樹木や野菜や花のある清楚な小庭があり、家のまわりには実にさまざまなものをつくっている畑や、小さな牧草地やちよつとした森がある。畑の耕作、家畜の頭数、人々のゆたかな暮しや外見などは、すべて土地整理によるかぎりない恩恵の結果である。……どの畑からも毎年収穫があるし、昔は燕麦しかつくらなかつた畑に、こんにちでは小麦や裸麦もつくられるようになって、播種量の十倍の収穫が得られる。……整理のおこなわれている地域では、土地は「低地の平野部よりは」ずっと痩せているにもかかわらず、農場の中央に小さい部落が残っているだけであつて、それは低地の大部落よりはるかに立派な外観を持っているのである。⁽¹⁾——「農地制度」は過度にまですすんだ零細経営を、「ライン、ネッカー、マインの河岸において」のみならず、「分割地経営が支配的となつて農地の細分が放任されているところではどこにおいても」ドイツにとつての弊害だとしてるのであるから、⁽²⁾当時アウグスブルクにいたリストにとつては、すくなくとも西南ドイツ諸領邦の旧来の領域、すなわち古いレーエン制度の支配からは脱してなお封建制の抑圧と共同体の制約下に経営技術的な低水準にある貧しい農村地域全体に、土地整理を果たした上部シュワーベンが対比されているわけである。

(1) *Werke* V, S. 546. 筆者訳、前掲、二二六―二七頁。但し訳文は改善してある。

(2) *Vgl. ibid.*, S. 443. 邦訳、同右、五六頁。エルベ以東の農業事情についてはリストは詳細な知識と正確な認識とを持たなかつたように思われる。この点については、さしあたり、筆者著『フリードリヒ・リスト論考』第一論文第五節を参照されたい。

独特のかたちで一六世紀以来エンクロージュアがおこなわれつづけてきた上部シュワーベン地方(ドナウ、イラー、レヒの三つの川の囲む地域)は、おそらくは周知のように、マックス・ウェーバーによれば、⁽³⁾スカンディナヴィアの一部や、ユトランド、北フランス、イギリスや、ドイツでは「バーデン、ヴェルッテンベルク、上部バイエルの

諸部分」とともに、「普通民フーフエ (Volkshufe) の制度を持った旧ゲルマンの聚落形態」が形成された地帯であるが、ドイツでは右の聚落形態の崩壊にあたってはこの地域こそ——耕地整理 (Vereinödung) と孤立農圃 (Einödhof) の成立とによって——最も先行したのであった。そうしてこのばあい、ウェーバーにしたがえば、グルントヘルの一部の者のなかに生まれた経済的合理主義を、ケンプテン僧院領の支配者は一六世紀から一八世紀まで確保したのである。すなわちウェーバーの説明では、古い聚落形態は一般に領主の側からの介入によって崩壊したのであり、ケンプテン僧院領のばあいも、すくなくとも「耕地整理」の着手にあたっては、僧院領主のイニシアティブが大きかったとすべきなのである。このことに疑問はさしはさめないであろう。ことにケンプテンの帝国僧院は、同時に僧院長公爵の居館として、帝国都市ケンプテンの城壁と接しつつ相互に政治的に対立し、三十年戦争の際には破壊をしかつたという関係にあり、その領内の農民の経済的地位の自発的向上を許す意図を当初は持たなかつたと思われる。しかし、時代とともにケンプテンという中心から拡大していったエンクロージュアは、その上からの計画の整備と独自の地域的諸原因にとづく経済的効果によって、やがて農民自身の運動となり、それが諸荘園領主の経済的合理主義の実現という枠内にとどまって彼らの政治的権力をおびやかさなかつたかぎり、許容されたのであろう。こうして一九世紀のはじめに、後年のリストによい印象を与えることとなる上記のシュテイツヒアーナーの論説は、イラー郡の行政長官としての経験の上に、つぎのようにしるすこととなつたのである。「土地整理は村々だけでやつた仕事である。それは良い実例が示されたからであり、良い結果が現われて村々におけるその確実な見込みがあらゆる困難にうち克つたからである。そうして、ただみずからにのみ頼り、官庁のあらゆる介入も、またしばしばその助力をも求めず、ましてそのための部局などはなしに、みずから選んだ、すこぶる未経験であることの多い測量師だけを利用しよ

うとする人々が、いたるところで絶対多数を占めたのであった⁽⁴⁾。——リストはもとよりこの事実について疑っていない。彼が創出をもくろんだ、国家市民の一翼としての農場主もまた、上からの政策によってのみ生み出されるべきものではなかったのであった。

(3) 以下、vgl. Max Weber, *Wirtschaftsgeschichte*, hrsg. von S. Hellmann und M. Palvi, 1924, SS. 26, 29. 黒正巖・青山秀夫訳『一般社会経済史要論』上、七三、七八頁。

(4) *Werke V*, SS. 690—91. 筆者訳、前掲、二三—三四頁。「農地制度」の上掲の別刷では、シュティッヒアーナーの論説はこの部分の前までしか収録されていない。歴史的研究における過去の新構築ということも文献の拡大を条件とするという事実を証する、一つの小さな例がここにある。

上部シュワーベン⁽⁵⁾の土地整理の歴史的経過についての詳細と、このばあいにおける農民の自発性については、ハンス・ドルンのモノグラフが叙述し強調しているところである。この著作についてはわたくしは簡単な説明をおこなったことがあるが、⁽⁵⁾ここでは行論の上での必要の範囲で、ふたたびそれを省みることとしたい。——Hanns Dorn, *Die Vereinigung in Oberschwaben, 1904* ⁽⁶⁾は、⁽⁶⁾こんにちでもこの問題についての基準書とされているようであるが、それはまずこの土地整理の歴史を追究して、それが農村共同体の内部での相互的放牧権の不便の解消を目的として一六世紀の中葉以来しだいにおこなわれはじめたこと、三十年戦争後の一六九〇年ごろから増加し、ことに一八世紀の後半には急増して、ケンプテン領では一七七〇—九一年の間に五〇例を、九一年の土地整理令 (*Vereinigungsverordnung*) ⁽⁷⁾までに合計ではほゞ二三〇例を数え、一八〇九年には運動を完了したこと、⁽⁷⁾近接するオーストリア帝国領でもヨーゼフ二世がこれを奨励したこと、西隣のヴェルッテンベルク領への波及は同国の政府によって阻止されたこと、⁽⁸⁾波及の北限はイラーティッセン (Illertissen) およびブーフローエ (Buchloe) の線であり、東へはレッヒ川を

越えなかつたこと、運動全体の終了の時期は一八三〇年代であつて、のちに一八六一年にはバイエルン全土に土地整理法 (Bayerisches Flurbereinigungsgesetz) が公布されるに至ること、を跡づけている。⁽⁸⁾ そうしてドルンの述べるところでは、この運動には僧院公爵らの啓蒙的専制主義の影響はあつたけれども、そこに政治的強制はなく、上記の「七九一年の整理令 (すでにつくられた大勢の仕上げ) のばあいのほかには、僧院が積極的に介入した形跡は見あたらないとのであつて、ドルンはそれを諸史料の精査の結論であるとしている。彼はいう、「すべてのところから明らかなのは、僧院公爵たちの影響 (介入) はしばしば考えられているほど積極的なものではなかつたのである」⁽⁹⁾。すなわち、上部シュワーベンの土地整理に関しては、歴史的モノグラフの結論はこの運動の末期を突見した行政官シユティッヒアーナーの見解を裏書きしているのである。

(5) 筆者著『フリードリッヒ・リスト論考』第一論文第四節を参照。

(6) 出版地ケンプトンおよびミュンヘン。出版社は Verlag der Jos. Köselchen Buchhandlung. VII+222 S.

(7) これはシユティッヒアーナーの叙述とはほぼ一致する。南限はアルゴイ・アルプスにさきぎられて、ソントホーフェン裁判管区およびインメンシュタットであつた。Vgl. Werke V, S. 690. 筆者訳、前掲、二二二―二三頁。

(8) 以上 vgl. H. Dorn, a. a. O., SS. 24―46.

(9) Ibid., S. 59.

ところで、共同体の強制にもとづく相互的放牧権の不便は、むしろ上部シュワーベンに限られた事情ではなかつた。そこでドルンは、この地域に土地整理が進行したことの原因をほぼつぎの諸点に見ている。⁽¹⁰⁾ すなわち第一。この地域はバイエルン王国の南の辺境に接し、そこでの事態は王国の鋭敏な政治的関心をひかなかつたが、ケンプトンとその周辺では、土地の権利を動かすことに対する公課はきわめて小さく、これは南ドイツの他の地方と大いにこと

なる点であった。第二。この地域では孤立農圃化が特別に容易だという条件があった。すなわちその上部であるアルゴイ地方はアルプスにつづく丘陵地であつて多くの谷々をふくみ、この地形のゆえに集住的部落^{II}ゲルマン的聚落形態の成立と普及とが困難であつたばかりでなく、人口の増加による森林の開拓もまた必然に孤立農圃を生んだのである。さらに、狭い土地は散在耕地の交錯をいちじるしくする一方で耕作はほかよりも粗放的であつたから、形式的公平の原則の貫徹は現実の不便を大きくして¹¹⁾いた。第三。こういう事情は土地片の取引をさかんにおこなわせるようになったが、牧畜による産物や製品の取引が養つた商業的精神がこれを推進した。第四。アルゴイの人々は一般のドイツ人よりも高い教育水準を保持していた。彼らは一七・八世紀にすでに、不便な土地にも自力で学校をつくつていたのであつた。土地整理の運動がレッヒ川を越ええなかつたのは、とくにこれらの諸理由の独自性を物語るといえるであらう。

(10) 210, vgl. Hanns Dorn, a. a. O., SS. 62—7.

(11) 「ある地方で「農業」経営が粗放的であればあるほど、平均して小さい分割地所有は、結局きわめて発達した交錯圃となることが正当¹²⁾にけられる」(ibid., S. 64).

右のような土地整理の方法が具体的にはどういふものであつたかは、リストの叙述よりも彼の引用したワルラーシュタインの簡潔な説明の方が分りやすい。後者は各種の土地整理のうちの典型的なものについてつぎのように述べている。「完全な土地整理。これは弊害を根底から排除する措置であつて、個人がそのすべての土地片を個別に買ったり交換したりして一地点に集中するか(個人による全体的整理)、あるいは全村がその全耕地および全牧草地を(但し個別の草地のみ牧草をつくる)ことが許されているばあいにはすくなくとも全耕地を)一括して、従来の所有地の資本価値(Kapitalwert)に適應する諸合併地に「それぞれ」まとめ、さらに一部の住居を離れた合併地に移して、こ

れにより全村域を、一部分は部落にとどまる者のまとめられた所有地(Grundbesitz)に、一部分は孤立農圃に、改編すること(村による全体的整理)である。⁽¹²⁾「そうしてこのような土地整理の効果については、おなじくワルラーシュエタインからのリストの引用が、はっきりした印象を与えるであろう。「わたくしが(土地整理の)あらゆる障害を克服できると考えているからといって、事態をバラ色に見すぎたり単なる理論を述べたりしているのだと思わないでいただきたい。すでに述べたように、わたくしはこの対象をそのありのままの動きのなかで何らの偏見なしに観察することが職務であったし、またその機会を持ったのであった。ことにわたくしは幸いにも、アルゴイのある村がわたくしの目の前で土地の細分の状態から完全に整理された状態に移行するのを見た。この村は、わたくしが最初に滞在したときには極度にみじめなありさまであった。その耕区はほんのわずかしか生産しなかつたし、その家畜の数のすくないことは周囲の村々と対照をなしていた。どの分割地も大きい抵当付き債務を負っていた。教養と慣習とは劣悪であつた。わたくしにも改善は不可能だと思われたのである。ところがそれは、経験のある一地方判事の行きとどいた指導によつて、まるで魔法によるもののように実現された。「土地の」現在価格の評価はすこぶる誠実におこなわれたので、異議の申立ては一つとしてなかつた。新しく計画された合併地に関しても同様であつた。ほとんど全部の抵当権者が抵当権の変更に同意しただけではなく、貸付けの追加をおこなつて、彼らの債務者が(部落からの)移住者のためにその耕地を引き取る費用を支払わせた。貸付けが同意されなかつたときは諸機関が保証に任じた。わずか二、三カ月のあいだに、負債額のいちじるしい増加をとまなう新しい状態が実現した。そうしてその結果ただちに、以前の貧困はなくなつた。奴婢の階層は三分ノ二ほど減少した。多すぎる役畜の代りに一般の家畜がふえた。孤立した牧草地が住居に接してつくられた。土地の生産物は増加した。それまでは無資産でただ利子を支払うだけだつた者が、三

年目にはもう元金の割払いをはじめた。現在(一八三九年)では、この地域は上部地方にあっては、負債を持たぬ地域の一つであるだけでなく、かえって貸付けをおこなう地域に属し、しかも習俗の良い地域に数えられているのである。⁽¹³⁾

(12) *Werke V, S. 467 Ann.* 筆者訳、前掲、九四頁。ここでも訳文は改善してある。この部分はさき(本節1の注16)にワ
ルラッシュタインからの第二の引用と呼んだ部分であって、「農地制度」の初刷では省かれたままであった。

(13) *Ibid., SS. 472—3 Ann.* 筆者訳、同右、一〇一—三頁。

リストの「農地制度」が、以上に知ったような、上部シュワーベンのエンクロージュアを一つの重要な模範としていたことは、彼におけるエンクロージュアの構想がその青年期に遡り、また『国民的体系』の底流にも認められていた⁽¹⁴⁾とはいえ、やはり明らかな、注目すべき事実である。「農地制度」におけるリストの期待は、全ドイツが領邦、バイエルンにおけるように、エンクロージュアへの積極的意図を示すとともに上部シュワーベンでの成果に理解を寄せることであつた。彼はいう、「ドイツの諸大邦のうち、土地整理の利益を他にさきがけて洞見しその実現に考慮を払つたものがバイエルンであつたことは、異論のないところである。すでに一七六二、一七七一、一七八六、一七九九の諸年には、このために法令が發布された。この国の人々は、前世紀の数十年間に、賢王レオポルトがトスカナ大公領において実行した土地改革の立派な成果を見ることができた。⁽¹⁵⁾しかしこの措置の実行可能性と有効性とは、かつてのケンプテン公爵領の領有(一八〇二—三年)によつてはじめて確信されたのである。バイエルンの官吏をおどろかせたことには、彼らのもとでようやくはじめて法令となつてしかもたいした結果を生まなかつたことが、この公爵領ではもう教世紀末、そうしてほとんど徹底的に、すでに実行されていることが分つたのであつた。／バイエルンの官吏が、……ケンプテン公爵領の政府の聰明さを認めるのにすこしもやぶさかでなかつたばかりでなく、その行績と成果

とが歴史のある国にとって見習うべき模範と実例とであることを示そうと努めたのは、大いに賞讃に値することである⁽¹⁶⁾
る⁽¹⁷⁾

(14) 『国民的体系』では「農地制度」における *Zerzwungene Kleinwirtschaft* の語に近似のものとして *Kleinwirtschaft* なし *verkrüppelte Agrikultur* (萎縮した農業) の語が用いられているが、とくに「自国の工業力の発達しない」国民の農業の状態についての描寫は注意をひくところである。「こういふ国の農業はどうしても萎縮しなくてはならない。なぜなら、大規模な国内工業が勃興するばあいにここに就業を見いだし、農産物に対する大需要をつくりだし、こうして農業を大いに有利ならしめてこれを助長するはずの人口の増加は、このばあいはただ農業にだけ赴き、国民の力と文明と富とにとって最も有害な土地分割と小農経営と (*Güterzerstückelung und Kleinwirtschaft*) を発生させるからである。大部分が小農から成っているところの農業民族は、大量の農産物を国内取引に投ずることもできず、また工業製品に対するいちじるしい需要を呼びおこすこともできない。ここでは各人〔の活動〕は、大部分が彼自身の生産と消費とに限られている。こういう事態の下では、国民のなかに完全な交通制度はけつして形成されえず、国民はこれと結合している無限の利益を享受することができない」(*Werke* VI, S. 58)。むろん、ここではまだ積極的なエンクロージュアの構想は示されてはいない。

(15) レオポルトはマリア・テレジアの子で、一八世紀後半にトスカナ(イタリア)の大公の地位にあり、一七九〇年にドイツ皇帝となった。彼はトスカナで農民の封建的負担を除去し、土地の改良に心を向け、法律関係をも整備した。共同牧草地と古い大所領との分割、土地整理、個人的農業経営も促進された。こうしてトスカナは大衆の福祉の模範となったといわれた。本節1の注17にふれたフォン・ハッツィの著書は、フランスでの事例とともに右のトスカナの土地整理についての付録を持って *Go* (Vgl. *Werke* V, SS. 683-4)。

(16) *Werke* V, S. 538. 筆者訳、前掲、二〇四―五頁。

(17) 「農地制度」が四二年九月のミュンヘンでの農・林業者の大会のためにあわただしく書かれたものだったことを思い起しておきたい。だからこの部分は、初刷においてもその前後に加えられた抹消の運命を免れている。

しかし、問題はそのさきにある。われわれが知ったように、青年期のリストはヴェルッテンベルク憲法闘争の最左翼の代表者として、諸種の請願書や上申書によって、また国外移住という事態に対する報告書のなかにおいても、農民と大衆との解放の意欲をつよく示している。彼が郷国の政治犯となり、いわゆる「シュワーベンのデモクラート」としてメッテルニヒから「ドイツの革命家のうち最も有能、最も老獪、最も影響力を持つ人物」とまで見なされたのは⁽¹⁾——この判断の当否は別として——右の理由によるものであった。そうしてさらに、「農地制度」に至ると、この農民解放の思想は、ドイツ産業資本の確立という最大の要請にむしろ従属することとなりながらも、そのためにかえって、独自の組織的植民のプランと結合しつつ、青年期のリストの思想と体験とを一つの緊密な国民的↓国民主義的経済政策体系にまとめあげているのである。ところが、リストが「農地制度」でみずからのエンクロージューア↓農民解放の模範とし、それについてわれわれがやや詳細に検討した、上部シュワーベンの土地整理は、三月革命以前に政治的騒乱をとまわずに進行し完了した運動なのであって、このエンクロージューアのちの農民が依然として封建的貢租の下にあった農民だったこと、そのかぎりでは彼らがあらたに属することとなった領邦バイエルンの一般農民や、リストがその生活を熟知していたヴェルッテンベルクの農民たちとことなるはずのなかったことは、疑いのない事実であるといえよう。⁽²⁾ また農民の自発性に支えられていたと解されるこの土地整理は、一方に組織のないし個別的な植民の史実を、すこしも伝えてはいないのである。⁽³⁾ このような性質のエンクロージューアが、「農地制度」のプランにとつて、なぜ、またどの程度まで、模範とするに値したのであったらうか。

(1) Vgl. *Werke* IX, S. 73. *Metternich an den österreichischen Geschäftsträger in Berlin v. Kast*, 1834.

(2) 彼らの封建的負担がすでに名目的なものとなっていたと考える理由も、それを立証する史料も見当らないし、地代の金納化の事実さえ確かめられない(但し商品経済化がかなり進んでいたことは、土地整理後三年目には借入金割払いがはじめら

れたという、ワルラーシュタインの記述から推測することができる。このことは看過できない。だからこういう農民を、「農
建的土地所有の解体から生じた諸形態の一つ」としての「割地的土地所有」を持つ、「イギリスのヨーマン、スウェーデンの
農民身分、フランスおよび西部ドイツの農民」(マルクス『資本論』第三部第四章。傍点は小林)と簡単に同一視できない
ことは、ここで留意しておかなくてはならない。

(3) ワルラーシュタインはさきの引用個所で、上部シュワーベンの一村が土地整理の実行によって僕婢の階層の数を三分ノ一
にまで減らしたこと、村から出る移住者の持っていた土地を残留者が買い受けるために各種の金融がおこなわれたことを述べ
ている。だが、こうしてもとの部落を離れた農民たちは、国内の遠い地域や外国へ移住したのではなかったであろう。それは
他の個所(2の注12)での、おなじワルラーシュタインの「完全な土地整理」の説明のなかで、「……一部の住居を離れた合
併地に移して、これにより全村域を、一部分は部落にとどまる者のまとめられた所有地に、一部分は孤立農圃に、改編する」
と述べられているところから知られる。なお、後述のスウェーデンにおけるエンクロージユアのばあいにも、事態は相似してい
たといえるようである。

上掲のシュテイツヒアーナーの論説は、彼の見聞し推奨した土地整理の現実が、その手続きにおいて二つの特徴を
持っていたことを示している。すなわち第一に、整理は——村々で自主的におこなわれたとはいえ——農民の多数決
によってではなしに保有地の広さによって、というのは、「保有地の広さを基準とした全村の三分ノ二が賛成した村
々は、政府の保護と援助とを期待できるという根本原則」⁽⁴⁾に従ってその実行が決定されたということであり、第二に、
整理は従来の負担の減免をすこしもとなわなかつたということ、すなわち、「土地の持つあらゆる負担は新所(保
有者の土地の上に、分割されずに、しかも毀損されず減少されずに、移されるという原則」⁽⁵⁾が守られたということ
である。そうしてここにいう土地の負担とは、もとより単なる金融上の負担ではなかった。右の引用はつぎのようにつ
づけられている。「この方法によって、いかなる領主^{グレンツヘル}もまた十分ノ一税領主も、もはやその地代の減少とその取立
ての困難とおおそれることがなくなり、かえって、〔新〕所有者がその土地の整理から得た利益によって彼自身の利益

も同時に保証されることを、また耕作の改良によって彼の地代が増大し確保されるべきことを、期待できるようになったのである。⁽⁶⁾これによって知られるように、上部シュワーベンのエンクロージュアは、本質的に、封建制の枠内における合理主義の現われとしての土地整理であり、おそらくは農村人口の増加への対策を、開墾をふくむ農業自体の内部的措置によって計ろうとしたものであるう。⁽⁷⁾これに対して、「農地制度」においてリストの示したエンクロージュアのプログラムは、青年期のデモクラートのラディカルな面目を十分に発揮しているとはいえないがたいもの、すくなくともシュティッヒアーナーの論説よりもちに成立した、一八一八年のバイエルンおよびバーデンの憲法、おなじく一九年のヴェルッテンベルクの憲法の方向を進めつつ、有償でながら農民の封建的負担の解消を同時に目的とするものであった。リストはいう、「われわれは終りになお、一つの措置に注意を促さなくてはならない。それは、合目的々に実施されるならば、農地制度の改革を遂行するために、あるいはせめてそれを準備するために、国家にとってすこぶる有益でありうる措置である、——われわれのいうのは、十分ノ一税といゆる現物分益負担 (Tilgungsbühren) とのことである。／農民が勤勉と資本投下によってできるかぎり高度の耕作段階に至ることを妨げ、また彼ができるかぎり高額の収入をかちえることを妨げている、あらゆる負担と制限とから土地を解放することの利益と必要とについては、説明するまでもないことと思う。それは反駁の余地がないと考えている。問題はただ、その廃止の諸方法——両当事者の法律関係を調整する基礎となるべき原則を見いだすことと、その手続きの最後的方法とだけである。／……〔このばあいの技術的問題についてはいろいろ論議されうるが〕われわれの認めたいことは、十分ノ一税支払義務者のために最も好つごうでありかつ最も望ましい弁済方法がつねにまず選ばれるべきだということであり、国家は、十分ノ一税支払義務者にとってこの弁済を望ましくまた有利なものとなし、この税の徴収権を持つ個人

にはこれを承認させてこの措置を受け入れさせてしまったために、みずからも犠牲を避けてはならないということである。／＼したがって、「土地の」分離(↓集合)が実行可能であり有益であると思われる村々……のすべてに、国家が法律でつぎのような条件を示すことは、まさに一つの政治的手腕の發揮ではなからうか。その条件とは、十分ノ一税の弁済という善事は、村々がこれと同時に土地の分離(↓合併)を承認し、しかもこの際、いったん分離した土地をそれ以上細分したり、または減少させたりさえすることはできぬという制限を許そうと欲するばあい(8)にだけ、容認されるということである。」

(4)・(5)・(6) *Werke V, S. 691*. 筆者訳、前掲、一二四―五頁。

(7) だが、それはもとより世界史の段階の発展のなかで、しだいに近代的性格を帯びつつあったことも事実であろう。この点の評価を忘れてはならない。

(8) *Werke V, SS. 535—7*. 筆者訳、前掲、一〇〇―二頁。

しかしまた、上述のところから農民的な型に近いと考えられるエンクロージヤを三月革命前に完了していた上部シュワーベンが、革命以後には南ドイツの他の諸地域よりも容易に農業経営の近代化の道を進みえたであろうことは、おそらく推測して誤りのないところであろう。こんにちにおけるアルゴイ地方(平坦部をもふくめて)の牧畜への專業化も、この道の到達点を示すものであると思われる。——だが、ヨーロッパの農業史上におけるこの特異な地域での史実を、これとはまた別な、前述のヴェルッテンベルクのロットンアッカーのばあいのように、リストの指摘を裏切つて零細農業の生む「自由な労働力の豊富な供給」が「そこでの工業の勃興を可能にした」という事実とともに省みるとき、われわれはつぎのような素朴な反省の前に立たされるであろう。すなわち、農民解放が原始蓄積の始発点であり、さらに農業革命が産業革命の前提であることは、一般理論としては疑いの余地がないけれども、大規模な

エンクロージャによる、土地からの農民の大量の掃蕩は、イギリスでの事例ではあったけれども、わが国ではもとより、ヨーロッパの諸資本主義国においても、けつして（あるいはかならずしも）産業革命とそれにつづく工業的発展のために必要ではなかったと判断されるということである。この反省は、それ自体としてはもとより格別なことではない。しかしそれは、後進資本主義国における原始蓄積の特異性、資本制蓄積とのその結合という事情を、歴史的事実の解明から理論的把握へと進めることができたばあい、さまざまな意味において有用な結果をもたらさうである（9）。だが、ここで問題とされるのは、右のような理論的課題にかかわりのあるかぎりでの「農地制度」自体の構成上の一論点、すなわち、リストにおけるエンクロージャの構想が、上部シュワーベンの土地整理を模範としながら、なぜ国外であるハンガリー↓トルコおよびロシア領への大量の組織的植民を不可欠なプログラムとしてふくんでいたかという点についてであり、そのかぎり、結局はリスト研究の領域にとどまるものである。わたくしがすでに他の論説でくりかえして指摘したように、リストはイギリスの農業↓産業革命が大群のプロレタリアートを生んで資本主義に脅威を与えていることにかんがみ、みずからの構想によるドイツでのエンクロージャに、一方では中産的農民層を温存させること（五〇万の中産的農場！）を、他方では、土地を離れるべき多数の農民に対する東南方への移住という国家的配慮を、その実施の計画のきわめて重要な一環としてふくませたのであった。そうしてこの二つの政策こそ、ドイツに樹立されるべき資本主義に、資本主義的大農業と個人的小経営とをそれぞれの基盤とするイギリスとフランスとの資本主義に対する真理の大道を用意するものであると信ぜられたのである（11）。けれどもこの「黄金の大道」は、後進資本主義国ドイツのリストにおいて、なぜ農民のかなり大量の掃蕩を必要と考えさせ、またなぜこれと結合して東南方への組織的植民を提唱させたのであつたらうか。

(9) 歴史学界において、この課題の解決はまだ十分には果たされていないように思われる。

(10) 最近のものとして、筆者著『フリードリッヒ・リスト論考』第一論文第四—五節を参照。

(11) Vgl. *Werke* V, S. 431 Anm. 筆者訳、前掲、三六頁。

(12) 「われわれは、⁽¹²⁾でも、黄金の中道が目的に導くと考える。」——これは憲法闘争の時期（一八一六年）におけるリストの ⁽¹²⁾ *reden* (vgl. *Werke* I/1, S. 131) である。

リストは「農地制度」のなかで西欧文明圏内の諸国における各地の土地制度を検討したとき、スウェーデンとノルウェーにおける独立農圃についても、「学識のゆたかなイギリス人レイング」の著書に⁽¹³⁾依拠して脚注でやや詳細な叙述をおこない、マルクスの指摘した、割地的土地所有によって歴史的意義を持った「スウェーデンの農民身分」（上述）の豊かさも読者に知らせているが、この古い特殊な農民身分が近代に入っておこなうに至ったエンクロージャーは、ハンス・ドルンが前記のモノグラフでわずかに融れているように、上部、シュワー、ベンでの運動と並行して、一八世紀の末に、スウェーデンにおいてのみならずデンマークにおいても進行したものであった。⁽¹⁴⁾ わたくしは、ここで提起した問題との関連において、直接には「農地制度」とリストの体系とに対する理解（「解釈」ではない！）の深化に役立てるために、わたくしの用いうる——かならずしも広く知られてはいない——一般的文献である E・F・ヘックシャーの『スウェーデン経済史』⁽¹⁵⁾の一部分の簡単な紹介を以下におこなって、この国のエンクロージャーの特質について省みることにした。

(13) Vgl. *Werke* V, S. 431. 筆者訳、前掲、三六頁。ヘニングの著書は Samuel Laing (1780—1868), *Notes of a traveler on the social and political state of France, Prussia, Switzerland, Italy, and other parts of Europe...*

2. ed., 1842. — *Journal of a Residence in Norway during the years 1834, 1835, & 1836; made with a view to enquire into the moral and political economy of that Country, and the Condition of its inhabitants*, 2. ed.,

1837. — *A tour in Sweden in 1838, 1839* 等であり、後二著は Wilhelm Adolf Lindau のドイツ語 *Reisen in Schweden und Norwegen, 1843* があり、リスト全集の編集者はオリジナルがすべて入手できなかったもので右のリンダウの訳によって校訂と補注との作業をおこなっている (Vgl. *Werke* V, Kom., SS. 647, 657)。わたくしはレイニングの右の三著のうち *Journal of Residence in Norway...* の一八五四年の新版 (306 p., chaps 11) を入手できたから、あとでこれについて一言しておきたいと思う。

(14) Vgl. H. Dorn, *a. a. O.*, SS. 67—8.

(15) Eli F. Heckscher, *An economic history of Sweden*, translated by Göran Ohlin, with a supplement by Gunnar Heckscher and a preface by Alexander Gershenkorn, Cambridge, Massachusetts, 1954. — ックシャーは周知のようになり、すぐれた大著『重商主義』の著者であるが、理論家としてはマーシャルの流れに属しており、この『スウェーデン経済史』ではかならずしもアキエートな歴史理論を示していないので、その叙述からわたくしの問題意識に応ずる諸事実を見いだしてそれらを十分関連的に構成することは、残念ながら不可能であった。したがって以下の略述については、史家のご教示を期待することが切である。

さて、当面のヘックシャーの史書によれば、この国（一八世紀初頭までにしだいにロシアに併合されたフィンランドをふくむ）の農業は、中世以来オーブン・フィールド・システム (*tegskifte*) によっていとなまれ、地条は混在していた (*ägoblandning*)。共同体による耕作の強制もこれと必然に結合していたし、牧草地は私有であったが林野は共有であった。共有地には小屋住み農も見いだされた。中世期に三圃制度の存在したことは確認されず、二圃制度は地域によって見いだされるが、むしろ体系的休閒を欠く単一耕圃が支配的であって、土地の生産力はいちじるしく低かったと考えられる。ところで、こういう農地の所有関係について見れば、王と僧俗の領主との直営地は広さにおいてネグリジブルであり、そこでは不在所有と管理の委任とが原則であった一方、フリーホルダーに相当するいわゆる *skatefjord* の階級は、事実上彼らの所有権が貴族のそれのように完全でなく、王への直接の地租の支払いを義

務としたけれども、それは王領地や莊園テナントの小作農の支払いとはことなる一種の租税と考えられ、その階級的独立性は大きかったし、その所有地の総面積の割合も最大だったように推測される。近代への入口の時期における事実として判明しているところでは、右のフリーホルダーすなわち skatefjord⁽¹⁶⁾の持ち地は、スウェーデンの全農地の五二・四パーセント（別に、フィンランドでは実に約九六パーセント）に達していた。このほかに、王領地が約六パーセント、免租持権（fralse）を持つ僧俗の貴族領が四二パーセントを占めていたが、この特権は軍役の装備の提供と引きかえに農民にも獲得できるものであったから、後者の実力はこれによってもつよめられていたのである。

(16) 王領地は kronjord、教会・僧侶の所領は kyrkojord、世俗貴族の所領は fralsejord と呼ばれた。

このような事情のゆえに、スウェーデンには封建制度が容易に確立しなかった。ここでは実物経済が支配的であつて道路の状態も悪かつたけれども、貴族の所領が各地に遠く散在していたこと、それらの世襲権が完全でなかつたこと、長い海岸線、通行税を回避することのできる島々の存在、冬季における櫓の利用等は、経済圏の分散への方向を打破するに足りたからである。このことはまた反面、平野部の農産物、森林地域の諸生産物、漁獲物のあいだの交易をひろくおこなわせたし、農耕の恵みの乏しい地方からは、鉄・木材・繊維・皮革等が生産され、それらが商品経済を充足させることとなった。——しかし、変化は一六世紀の末、ことに一七世紀に起つた。この時期に貴族は従来の二・五倍までにその所領を拡大して、その結果、独立的であつた農民は、貴族に直接に、王には間接に従属することとなり、これとともに貴族はその直屬の所領を大規模の莊園 (säterier) に改編⁽¹⁷⁾し、その管理に従うようになって、ここによりやく封建制度が成立したのである⁽¹⁸⁾。だがこの経過は、古いスウェーデン国家が農民への権利の一部を貴族階級に譲渡することによってその財政の困難を免れようとしたからであり、また商品・貨幣経済が都市の成立とともに

に展開したからであつて、しかもむしろ一時的な現象にすぎなかつた。王権はやがてその力を回復して、ほとんど無償で昔の権利を取りもどし、ただ改編された荘園が貴族の手に残されることとなつた。だがこれらの荘園はしばしばその所有者を変え、ゆたかな貴族は土地を集中した。いづれにせよ、この第二の変革によつて、ある期間貴族の支配下に入つていた昔日のフリーホルダーの地位が、王権とともに何ほどか回復したことは事実である。また領主の不在収奪の縮少は小作農民にも有利であつた。だがこの変革の結果、一七〇〇年には、王領地はいちじるしく増加して三五・六パーセント、貴族領はやや減少して三二・九パーセント、skatejordの所有地はいっそう減少して三一・五パーセントとなつてゐる。⁽¹⁹⁾

(17) 貴族に直属の荘園は不在所有地よりも大きい免租を受けることができた。

(18) この時期の遅れに留意されたい。

(19) 以上 cf. Heckscher, *op. cit.*, chaps. 2—4.

一八世紀に入つても、農業の進歩は遅々たるものであつた。この世紀の後半に燕麥やジャガ芋の栽培がようやく普及したが、耕作の方法一般には目に立つ変化はなく、南スウェーデンの一部に三圃農法がおこなわれはじめたにすぎなかつた。さらに一九世紀の前半にさえも本質的変化↓農業革命は起らなかつた。しかし重要なことは、農地の開墾が一八世紀からはじまり、一九世紀には穀価の騰貴に促されてその進行をはやめたことである。この運動はいちど一七世紀に大規模におこなわれたが、それは森林地帯の開拓であり、これに対して近代における開墾は旧来の農業地域の内部での開墾であつた。一七七九年以後においてはつぎのような事態が見られたのである。すなわち、「いたるところで耕地がひろげられて犁を入れられ、広い荒蕪地が囲い込まれて整頓され、コテージが建てられ、牧草地と牧場とが耕地に變つてしばしば従来「の耕地」よりも良く耕されるようになった。⁽²⁰⁾これとともに農場の区画化も進み、こ

うして農業の全体制に大変革が生じたのであった。それは農村共同体の強制を廃止させ、共有地と荒蕪地とを分割させた。この運動の先駆者は一七世紀の中葉に著作活動をおこなった Jacob Faggot であったが、彼に対するイギリスのエンクロージュアの影響は、ふしぎながら確認できない。しかし政府はしだいにエンクロージュアを支持するようになり、一七四九年、五七年の法令を経て、一七八三年の法令にはファゴットの意図が十分に表現されている。そうして、エンクロージュアの代表例とされる、ほぼデンマークの北端に面した Västergötland 地方の村落 Bäck においては、一七七九年には単位保有地 (separate holdings) の数も半減している。けれども、半島の最南端の一貴族領の例が示すように、きわめて計画的なエンクロージュアののちに土地保有農民の数の増加したばあいのあることに留意したい。貴族領でない農民所有地のエンクロージュアのためには、さらに一八〇三年、〇七年の法令が發布され⁽²¹⁾、つづいて一八二七年の温和な法令が最も効果を持つこととなった。しかしこのようなエンクロージュアは、一方に相当の困難をももなったようである。一八七七年になって書かれたある著書の一節にはつぎのようなことが見いだされる。「こんにち大小の美しい農場の眺めを楽しみながら Skane 「上述の『半島の最南端』」の芽吹き野を横切る者は、……この美しさを生んだ涙とつらい悩みとを思い描くことができない。……けれども大きい改革は貫徹され、偉業は完遂されたのである。」⁽²²⁾

(20) Heckscher, *op. cit.*, p. 154 における引用。

(21) それらは山地地帯での実施が困難であった。

(22) Heckscher, *op. cit.*, p. 159 における引用。

スウェーデンにおける以上のようなエンクロージュアが、上部シュワーベンにおいてわれわれの知った土地整理と相似点を持つこと、一方、農業革命を用意しましたそれとともに進化したイギリスでのそれとかなり大きく相違するこ

とは、容易に知ることができるであろう。すなわち前二者と後者との相違の決定的な点は、前二者が農民の大量の離村 (rural exodus) をともなわなかったという事実にある。ヘックシャーはこの問題について指摘している、「スウェーデンでは、……エンクロージャは「イギリスのばあいよりも」はるかに苦痛がすくなく、その一般的効果は広汎にわたって逆の方向を示していた。土地からの脱落も、小農民の保有地の減少も、スウェーデンでは起らなかった。その反対に、農民の耕作はスウェーデン流の運動に特有のかたちで推進されるという傾向を示した。すなわち、大きい〔分散的〕農地を、独立の所有者たち (hemanskytning) に属するもつと小さい合併地に区分するように奨励するということである。」⁽²³⁾ そうしてヘックシャーによれば、それはスウェーデンにおける産業革命の未展開に⁽²⁴⁾ 照応した経過であり、またこれとともに、この国では大規模な農業の展開を促すべき要因がほとんど存在しなかったからであった。——だが、それはそれとして、独立農民たちはなぜこのようなかたちのエンクロージャをおこなったのであろうか。それは結局、農村人口の増加を農村の内部で吸収するための、農業生産力の増大の手段であったと考えられる。スウェーデンでは、一七五一年から一八一三年までの間の農場数の増加率は、農村において一三・五パーセントないしおそらくは二一・五パーセントであったが、これに対してほぼおなじ時期における人口の増加率は、農村においても三一・六パーセントを、都市において三一・九パーセントを示しているのである。これによって、この国の特殊なエンクロージャの理由と意義とが推測できるであろう。そうしてこのようなエンクロージャがかならずしもその目的に十分沿いえなかったことも、⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾ 右の数字が同時に教えるところである。すなわち、エンクロージャと農民層の分解とはやはり並行したのであった。

(23) Heckscher, *op. cit.*, p. 160.

(24) ヘックシャーによれば、一八世紀における人口増加と相ともなつて、農村では「家内工業 (domestic manufacture)、漁業、非合法ながら広汎な地方的営業 (rural trading) が、農村社会における重要な活力をなし、国民経済の内部のかなり大きな部門を形成した」こと、したがって農村人口が農業の生産力のみならず依存しなかつたこと (cf. p. 103) が知られるが、右の「家内工業」の性質ないし経営構造は残念ながら説明されていない。なお、この時代において、鉱業の展開は限られており、「都市」工業の大きい発達は不可能だったと述べられている (cf. p. 164)。

(25) Cf. *op. cit.*, p. 165. 前述したような貴族の所領の集中にもかかわらず、そのようにしてジェントルマン・ファーマーの経営の対象となつた部分はそれほど多くなく、一九世紀のはじめには、王領と貴族領とを加えても、農民の経営地の面積が九割を占めていた (cf. pp. 168-9) から、小エントロージュアの意義はいっそう大きかつたといえよう。そうしてこういう小さい農場では、一八世紀の中葉には、独立農民の七五パーセントにあたる数の労働者 (男) が存在していた。但し前記のような小屋住み農 (男女) はすでに完全雇用の労働力の三分の一を占めていたが、一七五一年から一八一五年の間にこの小屋住み農の人口は倍加して、土地所有農民の数に比肩するに至つた。大所領における労働力もここから供給されたのである (cf. pp. 169-72)。すなわち、rural exodus や移民の現象がはつきりと認められなかつたにもかかわらず、農村の階級分化はこの時期に急速な展開をはじめたのであつた。それはやはり、産業革命の前提の形成であつたとしなくてはならないであろう。

(26) 以上、Heckscher, *ibid.*, chap. 5.

4

「農地制度」はその脚注にレイングの旅行記を用いて、ノルウェーとスウェーデンにおけるオーダー農民 (Odal-bauer) とボンダー (Bonder) との両農民階層の存在を指摘し、この両者を独立の農場経営主の事例であるとした。またとくにその『ノルウェー旅行記』 (*Journal of a Residence in Norway*) のこと⁽¹⁾に拠つて、この国に農地の細分が蔓延していない事実を (その理由については著者に対して半ば批判的に) 報告している。オーダー農民とボンダーとは土地に対する権利の点では区別が明白でなく、後者は中規模の農場の所有者をいうものであつたようであり、⁽²⁾

ハルウエーでのばあいについて、レイングは「自分の小さい農場で働く〔エスクァイアーにあたる地主よりも〕小さい土地所有者はボンダーと呼ばれる」と述べているが、こういう農場の実況を伝える彼のつぎの描写は若干の興味を与えるものである。(一八三四年九月二〇日、北 Trøndelag 州〔中部〕の Levanger での記録「わたくしは〔郷国の〕スコットランドでは、この Vadai におけるほど美しい谷を知らない。穀物の粒はきわめて多くて黄色に熟り、家々はきわめてしっかりと手厚くつくられ、農場は農場へと途切れなくつづいて一つ一つが完全に囲い込まれ、さらに柵で再区分されている。草場はきれいな緑で、雑草もなくぐみもなく、地主の窓の前の芝生のようにさっぱりと刈り込まれている。すべての丘やあらゆる背後地は木立で覆われ、立派な清い流れがいきいきとそこを下っている……。わたくしは、頑丈な家を持ち・この谷を上る途中でその豊富と完成とによってつよい印象を与えられたこれらの美しい小農場のすべてが、〔多年間の占有にもとく〕自由保有農地 (udal estates) であり、農民的所有者すなわちボンダーの住居であることを知った。それらはふつう四〇ないし五〇エイカーほどの小農場であるが、そのそれぞれがこのほかフィヨルドに牧場なり牧草地なりを持ち、そこでは休ませておける家畜がすべて夏のあいだ中、穀物が穫り入れられるまで養われるのであって、この外畑 (out-farm) には家と正式の酪農場とがつくられている。このボンダーの階級はノルウェーで最も興味のある人々である。ヨーロッパの封建的諸国のなかで彼らに似た人々は存在しない。」⁽⁴⁾レイングは、トロントハイムの町の北はほとんど荒蕪の土地であろうと思っていたのに、豊かで大きい農場と高度の文明的景観とをすで見いだしておどろいたが(九月二日)、⁽⁵⁾そのおどろきはこのようにさらにつづいたのであった。⁽⁶⁾

(一) Vgl. Werke V, SS. 431—2 Anm.; SS. 445—6 Anm. 筆者訳、前掲、三六一—七頁、六〇—一頁。

(2) Vgl. *ibid.*, Kom., S. 658. 筆者訳、注二九(一三三頁)。

(3) Samuel Laing, *ibid.*, p. 48.

(4) *Ibid.*, pp. 66—7.

(5) Cf. *ibid.*, p. 60. —なお、スコットランド人レイングは、右の本の冒頭でしるしているように、リストとは反対に、ノルウェーの農民の自由と福祉とはきわめて古い時代から農民保有地の無制限の分割が許されていることにもとづくと考えながら、それはリストの指摘するように (*Werke* V, S. 431 Anm.)、イギリスにおける土地所有の大集中と穀物法の強行とに示される貴族階級の横暴に彼が憤ったことから生まれた誤解であった。

(6) ヘックシャーの英訳者によれば、スウェーデンでも、グスターフ・ヴァサ以来「正規の広さの保有地」——課税標準単位——が農民に定められ、このばあい十分なマンタルを持つ「完全な農民」を意味する *halvbönder* の語と、半分のマンタルを持つ「半分の農民」を意味する *halvbönder* の語とがあった (*Heckscher, op. cit.*, p. 127n.)。但し、十分なマンタルの保有地はしだいに減少し、一七世紀末には四分の一マンタルの保有が標準と定められたが、細分化の傾向は以後もとどまらなかつた (cf. pp. 164—5)。

レイングが見たようなノルウェーの農民的農場が何らかのエンクロージャを経たものであったかどうかは、いまのわたくしには確認できない。むしろそういうものではなかったであろう。だから、これと上部シュワーベンでの土地整理の結果とを並置したのは「農地制度」の独自の視角によるものであったし、一方、スウェーデンにおけるエンクロージャの実情をリストがよく知っていたとはいえないようである。だが、それは別の問題として、すくなくとも以上に一瞥してきた上部シュワーベンやスウェーデンにおける小農的(ないし中産農民的)エンクロージャが、とくに農民解放の段階に関して相当の違いを示しながらも、イギリスに対比した意味での後進資本主義国にとってはその原始蓄積の前提として、あるいは、その原始蓄積の基礎条件としても——というのは実質上の独立農民の創出とこれを妨げない範囲における農民層の分解(これはスウェーデンのばあいに明白)として——同時に共通の意義を持つ

つものであることは、ほぼ推測できるであろう。リストの「農地制度」がユストゥス・メーザーを源とする特有のロマン主義の衣をまといながらも、その比較土地制度史的展望のなかにするどく把握したものは、まさにこの事実なのであった。だが、一方、すでに『政治経済学の国民的体系』を主著に持つリストにとっては、その広汎な原始蓄積政策のプログラムの基礎にすえられた「農地制度」での土地整理のプランは、ドイツ全域にわたる五〇万の中産農場の設立・維持を⁽⁷⁾したがってこれに必然にともなう大量かつ急激な無産者の創出を求めたものであって、しかも上述したように⁽⁸⁾、当時のドイツの産業資本は土地整理の強行が生むはずの無産の大衆をすべて一時に吸収する能力を持たなかったから、彼らの一部のための植民の計画が、「農地制度」の重要な部分を占めなくてはならなかったのである。

この点は、「農地制度」におけるエンクロージアの計画が、その模範として引例した、上部シュワーベンやスウェーデンでの実例とことなるたいせつな点である。しかしこの小論で残された問題としては、むしろ、「農地制度」のふくむ植民論(その内容は既知のものとする)⁽⁹⁾の特異な性格こそが省みられるべきであろう。

(7) Vgl. *Werkze* V, S. 347. 筆者訳、前掲、二二八頁。

(8) 前節の冒頭を参照。

(9) 本節1の注11に掲げた、筆者の諸著、および右の注の直後の本文の部分を参照。

上記のように、リストは「農地制度」を執筆する途中で、シュワーベンの行政官を勤めたフォン・シャッハから上部シュワーベンでの土地整理について多くを教えられるとともに、さらにこの老人から、おなじ事実を対象としている、公爵ルードヴィヒ・エッティンゲン＝ワルラーシュタインの著書『三講演』の存在を知らせてもらい、それを脚注で有効に使うことができた。ところがむしろふじぎとすべきことに、右のL・エッティンゲン＝ワルラーシュタインは、『国民的体系』をすでに公刊してやがて「農地制度」にとりかかろうとするころのリストにとって、すでに、

知己の一人であった。ここに四一年一〇月七日付けの、公爵からリストへの親しい調子の手紙が残されている⁽¹⁰⁾。それによれば、すでにその八月にリストからこの貴族にあてて手紙を書いたのであって、これはそれへの返書として、「リストたるものは病気であつてはなりません、ことに現在において。……わたくしはローマにいる生粋のバイエルン人がバイエルンのビールをほしがるよりもっとよく、あなたと話し合うことに渴えています。……あなたの本『国民的体系』は国民経済学を新しい地盤の上にうち立てました。人々ははつきり気がついてはいませんが、それはすでにあらゆる方面に影響を与えています。われわれはこんどは鉄道で会うのだとわたくしが主張しても大丈夫だと思います。あなたはコロンブスの一行を満載した車で^{コルンブ}ミュンヘンに旅して来るでしょう。……終りに再言しますが、わたくしはあなたにもういちど会いたいと渴望しています」というようなことを盛っている。そうしてこれらのことは修辭ではなく、晩年のリストはこの貴族の方からも大いに利用されたらしい。一八四九年になつてのことであるが、リストの年少の親友であつたグスタフ・コルプが最初のリスト著作集とリスト伝との編者であつたルードヴィヒ・ホイサーにあてた真情のこもつた手紙⁽¹¹⁾のなかには、リストがその自殺の半年以上も前から深い精神障碍の状態におちいつて無力感と誇大な空想との間を往復していたことが告げられているが、同時に、過勞から生じたこの障碍には、「リストを精神的にしぼり取つた、ライニンゲンやワルラーシュタインなどの公爵たちとの当時のたえない交際も原因となつてゐる」ことが指摘されてゐるのである。

(10) Vgl. Werke VIII, S. 595. ^ワハンケンから。但し一部を省略。完文は *Ausstellungskatalog: Ausstellung, Friedrich List 1789—1846. Seine Freunde und seine Gegner, Heimatmuseum Reutlingen, 4. Juli bis 2. August 1964*, S. 26 (裏) に収載。なお、「農地制度」は一八四二年五月、二四日付けゲオルク・フォン・コッタあてのリストの手紙に、^オすぐにもとりかかるといふように書かれてゐる (Vgl. Werke VIII, S. 609. — Werke V, Kom., S. 641) の手紙を三月、二四日とし

ているのは誤りである。

(11) Vgl. *Werk* VIII, S. 883. これは二月七日付けの、アウグスブルクからのものである。

このワルラーシュタイン公爵（一七九一—一八七〇年）は自由主義ないし民主主義の思想にすくなくとも表面上は理解を寄せた貴族の一人であつて、ランズフートの大学で法律を学び、バイエルン王国の諸要職を経たのち、平民の娘との結婚によってその所領と身分による地位（*Standesherrschaft* u. *Kronamt*）とを失つて窮迫するが、一八二五年に王ルードヴィヒ一世によって官職上の地位だけを回復され、三二—三七年の間は前記のように内相に任ぜられて、その後は枢密顧問官やバリ在駐の大使等を経、四九—六二年の期間領邦議會に議席を持つてその最左翼の一員であつた。⁽¹²⁾ こういう貴族とリストとの交流はけつして不自然ではなく、むしろリストは、すくなくとも『国民的体系』以後においては、産業ブルジョアジーと開明的貴族層との宥和、前者の立場からの後者の説得、という立場を一貫させていたのであるから、世情を知る自由主義的貴族ワルラーシュタインは、リストにとっては頼むにたる理解者・支持者とされていたであらう。しかしこの貴族の周辺については、われわれはつぎのような事実をも知ることができる。

——右の公爵ルードヴィヒが *Standesherrschaft* を失つたのは二三年のことであつたが、この所領は弟のカールの管理するところとなつた。そうしてこのカールの冷徹であくまで反動的な所領の支配は、三月前期においても際立つた事例であつた。もともとエッティンゲン＝ワルラーシュタイン家の所領は古くからシュワーベン一帯にひろがつており、ウィーン會議における陪臣化の決定によってヴェルッテンベルクとバイエルンとに分属させられ、その後も同家はとくに前者の東部辺境において大貴族としての地位を維持するが、その隣接地域であるバイエルンのワルラーシュタイン公爵領、すなわち *Ries* 地区の故地が、カールの支配下に属することとなつたわけであつて、このバイエル

ンの新辺境にあらたに開始された、「リースの領民にとって苛酷な時代」の状態は、バイエルンの政府をも困惑させたほどのものであった。それはオーストリアの保守的貴族ゼンフト伯爵にさえ、ポーランドのグーツヘルに対して四六年に蜂起したウクライナの農民の反乱に際して、おなじ種子をバイエルンに播きつつあるものと思わせたほどの暴庄だったのである。⁽¹⁸⁾ われわれは「農地制度」とそれ以後とのリストにもはやそういう現実への直接の抗議がないこと、すくなくとも三月前期においては、エルベ以東の貴族領と南ドイツの旧貴族領とにおける王政のきびしさに——その構造については別としても——本質的な違いが見いだされぬことに、留意しておくべきであると思う。

(21) 以上、Walter Scharl, *Die Zusammensetzung der bayerischen Beamtenenschaft von 1816 bis 1918*, 1955, S. 105 によらば、この著書をふくむ以下の諸文献は、大月誠氏の特別の厚意によつて閲読できた。やむを得ない農地制度の当初の別刷りも同様である。同氏にこのころからの謝意を表するとともに、本稿の余白がすくなくことを残念に思う。三月革命にあつたのワルラシーシュタインの開明的貴族としての行動については、vgl. Hermann Kessler, *Politische Bewegungen in Nördlingen und dem Bayerischen Ries während der Deutschen Revolution 1848/49*, 1939, SS. 119, 141—3, 182—3, 284—5, 291—2, 310—11 (なご、一般的に、Gerhard Schilfert, *Sieg und Niederlage des demokratischen Wahlrechts in der deutschen Revolution 1848—49*, 1952 [上杉重二郎、伊東勉訳、『三月革命の研究——民主的選挙権闘争の勝利と敗北——』の第六章を参照)。

(22) 以上については、参考、Heinz Collwitzer, *Die Standesherrn: Die politische und gesellschaftliche Stellung der Mediatisierten 1815—1918. Ein Beitrag zur deutschen Sozialgeschichte*, 2. durchgesehene und ergänzte Auflage, 1964, SS. 91—3; H. Kessler, a. a. O., SS. 20—1; *Handbuch der historischen Stätten Deutschlands*, Bd. VII, Bayern, 1965, S. 788.

そうして、「農地制度」の不可欠の主要部分をなす組織的植民の計画が、ルードフ・モーザーの提唱したようには(第二節付論)、南ドイツの内部において、レーエン制度のなお支配していたシュタンデスヘルたちの所領の開拓にすこし

も言及せず⁽¹⁴⁾。そのかぎりではやはり遙かなハンガリー↓バルカン↓ウクライナ↓小アジアへドイツ民族の健全な部分を楔として打ち込もうとするものであったことは、晩年のリストの *nationalistisch* な傾向⁽¹⁵⁾と、その遠くナチスへつながる側面とを物語るものではないだろうか。——だが、もともと「農地制度」の縁辺についての「文献的注釈」をこころざしたこの小論にとつては、リストとドイツ資本主義の歴史的特質とのかかわりに関する右の深奥の論点は、まだわずかに暗示することをしか許されないであろう。

(14) リストは一八四四年に、バルト海の沿岸地域への内陸植民について簡単に触れていることとある。Vgl. *Werke* VIII, S. 729.

(15) 現在チュービンゲン大学で経済史の講座を担当している K. F. Born 教授は、わたくしとの会話のおりに、この点をけっして認めようとしなかった。

一九六七・一・五

本小論は昭和四一年度文部省科学研究費（個人研究）の援助によるものである。